

『1 級土木施工第 1 次検定徹底図解テキスト & 問題集』

お詫びと訂正

本書で記載されている内容に誤りがありました。

ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

P311 本文 1 行目～

誤)

特定建設業者の義務として、「建設業法第 24 条の 7」により施工体制台帳及び施工体系図の作成が規定されている。

正)

特定建設業者の義務として、「建設業法第 24 条の 8」により施工体制台帳及び施工体系図の作成が規定されている。ただし、公共工事については、(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条) より下請契約を締結した場合の金額に関わらず、施工体制台帳や施工体系図を作成する必要がある。施工体制台帳は、工事現場ごとに備え置くとともに、写しを発注者に提出する。また、施工体系図は、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

P315 「3. 施工体制台帳・施工体系図の作成」の問題 1 の解説

誤)

「建設業法施行規則第 28 条」において、「施工体制台帳は工事中においては、現場の見やすい場所に掲示しなければならないが、完了後においても元請業者の担当営業所において記録を 5 年間保存しなければならない」と規定されている。

正)

「建設業法施行規則第 28 条」により、5 年間保存する必要がある。

P315 「3. 施工体制台帳・施工体系図の作成」の問題 2 の問題・解説

問題

誤)

建設業者は、すべての請負工事において下請負人を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備えておかなければならない。

正)

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負った場合は、すべての請負工事において下請負人を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備えておかなければならない。

解説

誤)

「建設業法第 24 条の 7」において「4,500 万円以上の下請契約を締結し、

正)

「建設業法第 24 条の 8」において「4,500 万円以上の下請契約を締結し、

P315 「3. 施工体制台帳・施工体系図の作成」の問題 3 の問題・解説

問題

誤)

発注者から直接建設工事を請け負った場合は、下請契約の請負代金の額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

正)

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負った場合は、下請契約の請負代金の額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

解説

誤)

施工体制台帳の作成に関して、「建設業法第 24 条の 7」において

正)

施工体制台帳の作成に関して、「建設業法第 24 条の 8」において